

利用料の軽減・助成制度

更新日：2019年10月1日

低所得により生計の維持が困難な方は、申請することで以下の制度が利用できます。対象となる場合、申請した月の初日から適用となります。

負担限度額認定

施設入所・ショートステイの食費・居住費を軽減します。

【対象者の要件】

市民税非課税世帯であって、次の両方に該当する方

- (1) 別世帯の配偶者も市民税非課税
- (2) 預貯金等の額が、
 - ・ 配偶者がいない場合、本人の額が 1,000 万円以下
 - ・ 配偶者がいる場合、夫婦の合計額が 2,000 万円以下

【対象サービス】

施設入所：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

ショートステイ：短期入所生活介護、短期入所療養介護

注) 施設によっては、減額適用にならない場合があります。

【減額内容】

標準的な金額から該当の利用者負担段階に減額されます。（日額）

利用者負担段階	要件	居住費				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
負担限度額認定	第 1 段階 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	820 円	490 円	320 円	0 円	300 円
	第 2 段階 第 1 段階以外の方 で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額※の合計額が 80 万円以下の方	820 円	490 円	420 円	370 円	390 円
	第 3 段階 第 1・2 段階以外の方	1,310 円	1,310 円	820 円	370 円	650 円
第 4 段階 標準的な金額		2,006 円	1,668 円	1,171 円	855 円	1,392 円

※平成 30 年 8 月から、合計所得金額・・・年金所得は除き、譲渡所得は特別控除後の額を用いる。

非課税年金…障害年金、遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）

【必要書類】 申請書、預貯金等の証拠書類の写し（本人と配偶者）、印鑑（本人と配偶者）

注）申請にはマイナンバーが必要です。マイナンバーに関する必要書類は長寿課にお問い合わせください。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が運営する介護サービスの利用者負担額・食費・居住費を軽減します。

【対象者の要件】 市民税非課税世帯で、以下のすべてを満たす方

- (1) 前年の年間収入が単身世帯で 150 万円（世帯員 1 人増加につき 50 万円を加算）以下
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（世帯員 1 人増加につき 100 万円を加算）以下
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない
(医療保険の被扶養者や住民税の扶養控除対象者ではない等)
- (5) 介護保険料を滞納していない

【対象サービス】 注) 届出のある社会福祉法人が運営するものに限ります。

特別養護老人ホーム 短期入所生活介護（ショートステイ）	利用者負担額 食費・居住費（負担限度額認定による減額を受けた場合に限りま す）
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額・食費・居住費
通所介護（デイサービス）	利用者負担額・食費
訪問介護（ホームヘルプ）	利用者負担額

※総合事業の訪問型サービス、通所型サービス（現行相当）も含まれます。

【軽減内容】 軽減割合 25%（高齢福祉年金受給者は 50%）

【必要書類】（長寿課窓口にあります）

申請書、収入・資産等申告書、印鑑

【生活保護受給者の方】

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の個室利用時の居住費のみ軽減対象になります。

軽減割合は 100%となり、申請書以外の書類は不要です。

収入・資産等申告書について

世帯全員の年間（1月1日から12月31日）の収入及び現在の資産等について申告書に記入してください。

申告欄が不足する場合は、申告書を複数枚お使いください。

【年間収入】

- ・年金（障害年金、遺族年金、恩給含む）、各種手当、仕送り（医療費、介護保険サービス費等の支払い含む）ほか、すべての収入。
- ・農業収入や事業収入については、その必要経費も記入してください。

【資 産】

- ・預貯金・・・すべての口座の最新の残高と定期預貯金の額。
- ・現金
- ・有価証券・・・申請日時点の価額。

（社会福祉法人等軽減制度の申請の場合のみ、以下の2項目も記入してください。）

- ・居住用以外の土地又は家屋・・・田畑等資産の種類とその場所。
- ・収入を補うために換金できる資産

【扶養状況】

- ・親族等の医療保険の被扶養者になっているか。
- ・親族等の住民税の扶養控除対象者になっているか。
- ・負担能力のある親族等に扶養されているか。

【添付書類】

- 年間収入、有価証券等の資産がある場合は、証拠となる書類の写し。
- 世帯全員の通帳（上記1年間の出入金、最新の残高と定期預貯金額の確認できる部分）の写し。